

# 公民連携に係る自由提案 募集要項

令和3年8月2日 第1版

## 公民連携に係る自由提案 募集要項

### 1 趣旨

この仕組みは、「公民連携・課題解決推進事業『KYOTO CITY OPEN LABO』」において、本市が専用 WEB サイトで提示する、様々な行政課題その他の社会課題（以下「行政課題等」という。注参照）以外に、民間企業等から行政課題等の解決に向けた提案を幅広く受け付けるものです。

人口減少や地球温暖化、新型コロナウイルス感染症の拡大、激甚化する災害等、本市を取り巻く環境は厳しくなっています。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大は本市の経済活動にも大きな影響を与え、本市財政は危機的な状態にあります。このような厳しい中であっても、京都の未来のために、行政課題等を解決していく必要があります。これまでも民間企業との連携は進めてきたところですが、民間企業の新たな活動、進化する技術を踏まえて複雑かつ困難な行政課題等を解決するためにも新たなステージでの民間企業との連携が必要と考えます。

提案が本市の今後の政策推進に向けて有意義であると認められる場合には、総合企画局総合政策室において課題所管部署との調整を行い、提案の実現に向けて必要なサポートを行います。市民サービスの質の向上や行政事務の効率的な実施等、民間企業ならではの発想や創意工夫に富んだ提案をお待ちしています。

(注) 行政課題：市役所の各所管部署が社会課題として認識しているもののうち、政策上のもの又は行政運営上のもので、市役所が単独で取り組むにはノウハウの不足や費用の増大が懸念されるもの。

社会課題：地域が抱える諸課題で、市役所の各所管部署が現時点で手当てするに至っていないような課題。

### 3 応募要件

#### (1) 応募対象事業

本市における行政課題等を解決するために実施する事業で、民間企業等が有するノウハウ、アイデア等を活用することで、次の効果が見込めるもの。

- ① 市民サービスの効率的な実施又は質の向上に資するもの
- ② 行政事務の効率的な実施又は質の向上に資するもの

#### (2) 応募資格

企業、大学、NPO、個人事業主で、次の要件を満たす者。

- ① 実証実験の遂行が可能であること
- ② 暴力団員もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと

(3) 実施の可否を判断する観点

提案の実施可否は、次の観点及び所管部署との対話を踏まえ、総合的に判断します。

課題解決	・提案者のノウハウ等の活用が市の行政課題等の解決に資するか
実施による効果	・市民サービスの効率的な実施又は質の向上に資するか ・行政事務の効率的な実施又は質の向上に資するか
実施形態	・提案者及び市双方にメリットのある形で事業を実施できるか

4 応募方法

(1) 提出書類

- ① 企業等概要書（自由提案用）（様式1）
- ② 企画提案書（自由提案用）（様式2）
- ③ その他必要な資料（様式等任意）

(2) 提出方法

(1)の提出書類を作成のうえ、京都市総合企画局総合政策室SDGs・市民協働推進担当までメールで提出してください。

【E-mail】 [open-labo@city.kyoto.lg.jp](mailto:open-labo@city.kyoto.lg.jp)

【件名】「公民連携ラボ\_自由提案」

(3) 提出期限

原則、通年受け付けています。

5 市との連携の流れ

- (1) 提案書の提出（民間企業等→市総合政策室）
- (2) 提案書の確認（市総合政策室）
- (3) 対話・調整（民間企業等⇄市総合政策室⇄市所管部署）
- (4) 事業実施（民間企業等・市所管部署）※市所管部署において実施可と判断した場合  
※上記(2)又は(3)の段階で、提案の実施をお断りさせていただく場合もあります。

6 その他留意事項

(1) 事業実施可と判断された場合の取り扱いについて

所管部署において事業実施可と判断された場合でも、連携方法については下記のような対応があり得ますので、予めご了承ください。

- ① 提案に基づき、提案者と連携する方法
- ② 提案を参考にして事業実施方法を再検討し、改めて事業者の公募を行う方法

(2) 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案事業者の負担とします。

(3) 提案が無効となる場合について

提案内容が、下記のいずれかに該当する場合は、市が連携を行うにふさわしくないと判断し、受付を行うことができません。また、対話や調整のなかで、該当する事実が判明した場合には、実施の可否の検討又は連携を中止します。

- ・法令及び公序良俗に反する場合
- ・政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚しているなど、行政の中立性を損なうおそれがあると判断される場合
- ・提案内容の把握等に関し、提案者等の協力が得られない場合
- ・市の施策や条例・規則等に反する場合や、公共性・公平性に問題がある場合、その連携を図ることが適当でないと判断される場合
- ・事業の実施に関し、関係法令に基づき必要な許可・登録等を受けていない場合

(4) 著作権

事業の実施によって生じた成果物の帰属は、必要に応じて協議して定めます。

(5) 個人情報等の取扱いについて

提案の提出や事業の実施等に当たって個人情報等の保護すべき情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、京都市個人情報保護条例（平成 5 年条例第 1 号）等の法令等を遵守し、その取扱いに万全の対策を講じてください。

(6) 秘密保持について

提案の提出から事業の実施までの過程で、市から提供があった情報については、その秘密を保持の上、第三者への提供を不可とします。

(7) 情報公開について

提案の内容等については、事業を実施する際の公表を除き原則公開しません。なお、京都市では職員が職務上作成し、又は取得した文書等は、京都市情報公開条例（平成 14 年条例第 1 号）に基づき情報公開の対象となっていることから、公開の求めがあった場合、提案者等に係る情報及び提案内容（担当者名、特定の個人を識別することができるものは除く。）は原則として公開の対象とさせていただきます。法人等の正当な利益を害するおそれがある場合は、事前にご相談ください。

7 担当課（お問い合わせ先）

担 当：京都市 総合企画局 総合政策室 SDG s・市民協働推進担当

住 所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

電話番号：075-222-3178

E-mail：[open-labo@city.kyoto.lg.jp](mailto:open-labo@city.kyoto.lg.jp)